

子どもたちに心を寄せ、

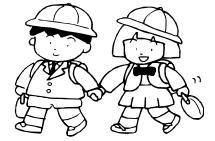
「学校は安心して過ごしていい場所」のメッセージ(全教の提言より)

6月から通常日課での学校再開となりました。しかし、新型コロナウイルス感染の心配がある中、なによりも、安全な学校、そして、子どもたちが安心して生活できる学校にしていくことが求められています。一方、長い休校期間を経ての学校再開で、学習内容や行事などをどう進めていけばいいのか、各学校で混乱の状態が続いています。

しかし、「遅れた分をとりもどす」という思いが強すぎると、焦りが出て、学校教育全体に支障が生じる恐れがあります。「子どもたちの今の姿からはじめる」という視点を大切に、学校や子どもの実態に合わせて、精選・組み替えなど工夫し、行事を含め、無理のない取り組みにしていくことが大切だと考えます。

5月20日に、尾北教労が加盟している全日本教職員組合(全教)が発表した提言(抜粋)を紹介します。

ほんりゅう尾北
《6月256号》
■発行■
尾北教職員労働組合
■責任者■
小山晃範(楽田小)



1 子どもたちのいのちと健康・安全と安心して過ごせる場の確保を最優先に

① 学校再開にあたって「学校は安心して過ごしていい場所」のメッセージを

たくさんのストレスと不安を抱えながらも、仲間や教職員と会えることを楽しみに、子どもたちは登校してきます。長期にわたる休校で、登校しにくかったり、心身ともに不安定になっている子どもたちも多いのではないのでしょうか。

○ 4月にできなかった新しい出会いの場をていねいに作り、学校や教室が子どもたちにとって安心して過ごせる居場所であることを、すべての子どもたちに伝えることが必要です。

○ 授業や課題を詰め込むのではなく、まず仲間とともに安定した学校生活をつくることが求められます。

② 安全で豊かな学びを持続するために必要な条件整備が必要～今こそ少人数学級の実現を～

開校にあたっての緊急な対策とともに、今こそ、持続可能な、安全で豊かな学びを保障するための条件整備が必要です。

○ 40人学級では「物理的距離」を確保することはできません。20人以下での授業などの少人数授業を実施することが必要です。当面、教室内の人数を通常時の半分以下にするために、緊急に抜本的な人的・物的体制準備をおこなうことが必要です。すみやかに、必要な教室や学習支援員やICTアドバイザー等を含む教職員の確保をおこなうことが求められます。また、子どもたちの指導にあたる教職員を確保するために、不要不急な出張や研修をおこなわないことも必要です。

さらに、空き教室・空き校舎を積極的に活用するとともに、現在すすめられようとしている学校統廃合計画をいったん凍結し、再検討すべきです。

今後を展望して、教職員定数の抜本的改善をおこない、少人数学級を実現すべきです。また、特別支援学校の過大・過密を解消するために、特別支援学校の設置基準を策定すべきです。

○ 必要な非接触型体温計やマスク、消毒液等の配備と、手洗い場の整備は急務です。また、すべての感染が疑われる子どもや心身の不調を訴える子どもの対応が可能となる体制を確立することが緊急に求められています。

保健所・医師会等と連携し、養護教諭の感染防止対策をふくめた保健室等での詳細な対応マニュアルを作成することや、保健室以外で、発熱等感染が疑われる児童・生徒が待機(隔離)する場所を確実に確保すること等は急務です。すべての学校に養護教諭の複数配置と必要な人的支援の確保、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーの加配措置を緊急におこなうことが

求められます。

基礎疾患をもつ子どもたちに対応した教育を保障する体制を特別につくる必要があります。

○ 子どもたちに、感染防止のために必要な事柄を指導するためにも、すべての教職員が必要な最新の科学的知見や技能を身に着けることは急務です。文科省と教育委員会は必要な情報を迅速に各学校に提供することが求められます。

○ 学校給食(昼食)を工夫し提供することは、昼食が確保できない多くの子どもたちにとって重要です。また、夜間定時制高校の生徒の夕食の確保も必要です。国や自治体は、衛生管理の徹底や配膳を伴わない形での提供を可能とするために、必要な財政的措置をとる必要があります。

2 子どもたちの豊かな学びを保障するために

① 教育課程の編成は、柔軟に、子どもの実態を踏まえて

「年度内に休校分の学習を取り戻せないのではないかな」「楽しみにしていた行事などができないのでは」などの不安や疑問の声が子どもたちや父母・保護者からあがっています。学校再開後、「一日7時間授業」や、毎日の放課後補習、土曜授業、長期休業期間の短縮等、授業が詰め込まれ、授業時数を機械的に回復しようとする動きが各地で広がっています。ただ授業時数をうめ合わせるだけでは、かえって子どもたちを追い詰めることになり、本当の意味での学びの保障にはなりません。

また、文科省が、家庭学習で実施した内容について「再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができる」とし、学習評価の対象とすることができることで、子どもたちや保護者に大きな不安と混乱が広がっています。

○ 「とりもどす」のではなく、子どもたちの今の姿からはじめなければなりません。今大切なことは、子どもたちが安心して学校生活をおくることができるようにすることです。安定した生活リズムを保ち、適度な運動や休養、睡眠等を保障し免疫力を高め、子どもたちの負担が過重とならないことを最優先しなければなりません。また、休校中に人との接触が制限され仲間との関係性が断ち切られていた子どもたちにとって、子どもたちが主体的に関わる学校行事などのとりくみも重要です。

○ 教育課程の編成は、一つひとつの学校から、子どもや学校の実態をふまえて自主的におこなうものです。今こそ、学習指導要領に拘束されるのではなく、各学校で、一人ひとりの教職員が専門性を生かし、「今子どもたちの成長・発達に必要な学びとは何か」を考え、集団的な議論を踏まえた柔軟な教育課程づくりをすすめることが求

められます。

また、不安をもつ子どもたちや父母・保護者にていねいに学びを保障する方策をつたえることも重要です。

文科省が、「次学年又は次々学年に移して教育課程を編成する」ことを含む「次年度以降を見通した教育課程編成」（2020年5月15日文科省通知）を可能とするとしたことは、各学校で柔軟な教育課程の編成をする上で、重要です。「一日当たりの授業コマ数の増加」や「長期休業期間の短縮」「土曜日の活用」等のとりくみを最大限図ったうえで「特例的な対応」（同、通知）とするのではなく、各学校と子どもたちの実態をふまえた柔軟な対応こそ必要です。

○ 各教科の指導において、例えば、学習内容の精選や単元の組み替え、次学年以降への移行などを、各学校で柔軟に、知恵を出し合い検討することが大切です。また、これまで慣例でおこなってきた行事や特別活動、様々なとりくみについて、各学校の実態をふまえ、工夫することも大切です。

○ 今年度の全国学力・学習状況調査（以下、全国一斉学力テスト）は中止となりましたが、まず、教職員が子どもたちと向き合うことに専念できるよう、当面、管制研修や各県学力テスト等の、文科省や教育委員会から押しつけられている様々な不要不急な「教育改革」施策を中止し、今必要な授業や行事などの時間を確保するべきです。これを機に全国一斉学力テストは中止すべきです。

○ 2021年度の高校・大学等入試について、各学校において学習状況が異なることをふまえ、公平・公正な入試のあり方を検討し、早急に示すことが求められます。その際、中学校や高校で短期間に学習内容を詰め込んだり、特定の生徒が不利となったりすることがないように、すべての受験生が履修可能な出題範囲とする等の対応が必要です。

当面、大学入学共通テスト導入を中止すべきです。また、高校入試においては、中学生に過度な負担がかかることのないよう、各地域の休校状況をふまえ、入学希望者全入を基本においた検討を早期にすすめることが必要です。

就職にあたって、新卒求人募集を確保することは重要です。また、就職活動解禁日等の調整をおこなうことが早期に求められます。

○ オンラインによる家庭学習を性急に進めることは、ICT環境が不十分な自治体や学校、家庭が多いことや個人所有の機器を使用することの問題等、いっそう教育格差を拡大する危険性があります。また、共同の学びや対話的な学び、子どもの生活や発達段階をふまえた学びを保障する上で多くの課題があります。オンラインを前提とした家庭学習を拙速にすすめることは、「勉強ざらい」を増やしかねません。

「既存のルールにとらわれずに」などとあおるのではなく、感染対策における緊急時の学びを保障する課題と「教育のICT化」をすすめることの課題を混在させず、ていねいに検討するべきです。

すべての子どもたちの学びを保障するために、子どもたちの生活の実態等をふまえ、各学校が実態に応じて家庭学習方法を工夫することが求められます。そのために

有効なICTの活用方法の研究や、情報リテラシー教育の充実、自主的な創意工夫をこらした教材づくりができる環境整備をすすめることが必要です。

② 家計収入が急減した家庭の子どもたちの学びを保障するために

家計収入急減により学ぶことをあきらめる子どもたちを一人も出さないために、4月にさかのぼって支給するなど、以下の点をすすめることが必要です。

○ 家計収入が急減した家庭に対し、学納金（入学金等）や授業料の免除、減免、猶予等をただちにおこなうことや、就学援助等について年度途中でも速やかに見直し、実態に応じて柔軟に対応することが求められます。また、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金等の申請や認定について申請期日や方法について柔軟に対応することが必要です。

○ それぞれの就学及び修学を支援する制度を実効あるものとするために、制度や相談窓口をすべての家庭にただちに周知すること、簡易な手続きとすることは急務です。

○ 当面、すべての大学が学費を一律に半額とする措置を実施できるよう、国が責任を持って支援することが必要です。

③ 人権尊重の精神を考え合い、学び合うこと

感染者が特定され非難・中傷を受けたり、医療従事者の家族に心無い言葉が投げつけられたりする事件が相次いでいます。コロナ感染拡大の問題を乗り越えるためには、差別や分断・偏見は最も有害であり、社会的な連帯が必要です。憲法と子どもの権利条約にもとづき、人権尊重の精神の意味を子どもたちといっしょに考え合い、学び合うとりくみが今求められます。

3 教職員への感染拡大を防ぐために

学校での感染拡大を防ぐためには、教職員がその起点とならないように、早急に教職員の検査体制を整えるなどの具体的な対策を確立することが急務です。労働安全衛生法にもとづき、すべての都道府県・市区町村段階で組合代表も含めた総括衛生委員会を設置するとともに、すべての学校職場に衛生委員会を確立し、感染拡大の防止対策を具体化すべきです。

○ 職員室等での「3つの密」を防ぐ手立てを確立するとともに、可能な限り教職員の在宅勤務・テレワーク・自宅での研修等が可能となるようにすることが必要です。

とりわけ、妊娠中の教職員や基礎疾患を持っている教職員の在宅勤務が可能となるよう体制を確立することが求められます。また、感染リスクが高い養護教諭への特別な対策が求められます。

○ 感染拡大を防ぐためにも、長時間過密勤務をただちに解消し教職員が健康に勤務できる環境を整えることが必要です。いっそうの長時間労働をまねく恐れのある「1年単位の変形労働時間制」の導入はおこなうべきではありません。

○ 当面、教員免許更新制度の、2021年度及び2022年度までが修了確認期限となっているグループの修了確認期限は1年間延期すべきです。

※全教の提言全文は、尾北教労のホームページからご覧になれます。（「尾北教労」で検索）